

京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第183条の9の規定に基づき、京丹後市文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)を策定するため、京丹後市文化財保存活用地域計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内に存する文化財の所有者
- (2) 学識経験者
- (3) 商工関係団体の関係者
- (4) 観光関係団体の関係者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局文化財保護課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(最初の協議会の招集)

2 第3条第2項に規定する委員をもって組織される協議会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。